## 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

## 山北町上下水道課から大切なお知らせ

## 指定給水装置工事事業者制度は令和元年10月1日から5年ごとの更新制が導入されました

- ■指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して令和元年 10 月 1 日から「水道法の一部を改正する法律」が改正され、現行の指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制度が導入されました。
- ■有効期間が従来の無期限から<u>5年間</u>となり、指定の更新がなされない場合は失効となります。

※政令の規定により、旧制度で指定を受けている給水装置工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なりますのでご注意ください。(下記参照)

指定を受けた日	政令で定められた初回更新までの有効期間
平成10年4月1日~平成11年3月31日	令和元年9月30日~令和2年9月29日の1年間
平成 11 年 4 月 1 日~平成 15 年 3 月 31 日	令和元年9月30日~令和3年9月29日の2年間
平成 15 年 4 月 1 日~平成 19 年 3 月 31 日	令和元年9月30日~令和4年9月29日の3年間
平成19年4月1日~平成25年3月31日	令和元年9月30日~令和5年9月29日の4年間
平成 25 年 4 月 1 日~令和元年 9 月 30 日	令和元年9月30日~令和6年9月29日の5年間

初回更新については、対象となる指定給水装置工事事業者様宛に郵送にて個別にお知らせします。 なお、郵便の不着や未更新の方へ再通知はいたしません。

- ■更新時に必要な書類
- 指定申請書(様式第1号)
- •機械器具調書(別表)
- ・誓約書(様式第2号)
- ・主任技術者選任・解任届出書 (様式第3号)※変更がある場合のみ
- ・選任する主任技術者の確認書類(免状の写し)
- ・定款及び登記事項証明書(法人) 又は住民票(個人)
- ◎その他山北町が別途確認する事項
- 右の◎のとおり
- ■指定更新料
- 1件につき、5,000円(非課税)

- ■更新の要件は新規指定と同様になります
- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者 ※法令第25条の3及び省令第20条に準拠
- ◎指定を更新する際に、山北町が別途確認する事項
- ・業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- 給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
- 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
- ◆更新申請についてのお問い合せ 山北町上下水道課 電話:0465-75-3645